

# 公 募 要 領

小規模離島における全エネルギー再生可能エネルギー化可能性調査委託業務

沖 縄 県

# 公 募 要 領

## 1. 事業概要

(1) 委託業務名称：小規模離島における全エネルギー再生可能エネルギー化可能性調査委託業務

(2) 業務目的

本県は地形的及び需要規模の制約による構造的不利性を有していることから、エネルギー供給源の99.8%を石炭や石油などの化石燃料に依存している。

そのため、石油依存度の低減、エネルギー源の多様化及びエネルギー自給率向上等を図るため、平成22年度に「沖縄県エネルギービジョン」を策定し、新エネルギーの導入割合等4つの数値目標を掲げ、その実現に向けた施策展開をしてきたところである。

エネルギービジョンに掲げる目標達成に向けての施策について検討してきたところ、小規模離島における消費電力のすべてを再生可能エネルギーで供給するモデル事業を実施し、その成果を中規模離島や特定の住宅・商業地域に展開する方法は、有効なものであるとの結論に至った。

小規模離島における消費電力すべての再生可能エネルギー化については、沖縄県のエネルギーに係る課題の解決方法の一つとして、現在改訂中の沖縄県エネルギービジョン及びアクションプランへの位置付を検討している。

本委託業務では、小規模離島における再生可能エネルギーの賦存量及び利用可能性、設備の導入の可能性調査と、消費エネルギー量を算定する。そして、再生可能エネルギーの種類別の賦存量を調査算定するとともに、設置候補地における計画図等を作成する。また、各離島における蓄電池、揚水発電、電気自動車等の蓄電装置の適用方法を検討し、現行制度や情勢、補助制度、既存設備等のあり方について実現スキーム、導入シナリオを立案する。

(3) 業務内容：別紙「仕様書」のとおり

(4) 履行期間：委託契約締結日から平成26年2月28日

(5) 委託契約限度額：28,700千円（消費税込）以下で契約する

(6) 本委託業務は、受注者を特定するにあたり、「2. 応募資格等」に示す条件を満たす者を公募により募集し、本委託業務に係る実施体制、実施方針等に関する提案書（以下「提案書」という。）の提出を求め、提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式により実施する。

## 2. 応募資格等

提案書を提出することができる者は、次の(1)から(4)までの要件を満たしていること。

また、共同企業体として提案する場合、構成員全員が次の(1)から(4)までの要件を満たしていることと、かつ、(5)の要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、更生計画の認可がされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

(3) 本委託業務を実施するにあたり、必要な組織及び人員等を有しており、かつ、適切に遂行できる体制を有していること。

- (4) 本委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しており、かつ、資金や設備等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 本委託業務を共同企業体として実施しようとする場合にあっては、各構成員が本業務の企画と実施に十分な能力を有し、かつ、各構成員間の責任及び役割が明確になっていること。

### 3. 受注者の特定方法等

#### (1) 審査方法

- ア 審査は、沖縄県庁内に設置される審査委員会で行う。
- イ 審査委員会において提案内容を審査し、契約予定者となるべき順位を決定する。
- ウ 審査は原則として書類審査のみとするが、提案者のプレゼンテーションを要求する場合もある。実施する場合は、プレゼンテーション実施3日前までに提案者へ通知する。
- エ 審査委員会は非公開とし、審査経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

#### (2) 審査基準

- 提案書の内容が次の各号に適合していること。
- ア 提案書の内容が発注者が求める趣旨及び内容と合致していること。
  - イ 本委託業務を確実に実施できる能力及び体制を有していること。
  - ウ 本委託業務の方法及び内容等が優れていること。
  - エ 提出された積算書が本委託業務を実施するにあたり妥当なものであること。
  - オ その他、県が重要であると判断するもの。

#### (3) 審査結果の通知

審査結果については、提出期限の翌日から30日以内を目途に、産業政策課から文書で通知する。

### 4. 提出物及び提出期限

提案者は、公募要領に従い提案書を作成し、次の(1)から(4)の書類を9部（正1部、副（正のコピー）8部）を直接持参又は郵送により平成25年6月7日（金）17時までに、「5. 問い合わせ先及び提出先」で記載した提出先に提出すること。

なお、提案書は日本語で記載されていることとし、FAX及び電子メールによる提出は受け付けしないものとする。

また、提出書類は返却しないものとする。

- (1) 提案書【様式1】
- (2) 誓約書【様式2】
- (3) 「2. 応募資格等」(3)の実績を証明する書類（任意様式）
- (4) 業務計画書（任意様式）

※ 多数のコピーのお手数をおかけして申し訳ありませんが、短期間で迅速に審査を行う都合上、ご協力をお願いいたします。なお、提案書の副は審査の際の資料とします。

※ 応募資格を有しない者の提案書、又は不備がある提案書は受理しません。  
また、提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提出を無効とします。  
なお、この場合は書類を返却するものとする。

## 5. 問い合わせ先及び提出先

本委託業務の内容及び契約に関する質問等に関しては、【様式3】「質問書」に質問事項を記入し、公募開始日から平成25年5月31日（金）17時までに、開封確認つきメール又は持参、郵送（期限時間までに必着とすること）により、下記の提出先に提出して下さい。

質問書に対する回答は、平成25年6月4日（火）17時までに、産業政策課ホームページ上で公表します。

提出先 沖縄県商工労働部 産業政策課 産業基盤班 島袋  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(8階)  
TEL：098-866-2330 FAX：098-866-2440  
メールアドレス：[aa055204@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa055204@pref.okinawa.lg.jp)

※ 郵送での提出の際は、封筒に、「提案書（質問書）在中」と朱書きの上、ご提出下さい。また、メールで提出の場合には、押印した質問書をスキャンして送信して下さい。

## 6. 契約までのスケジュール

平成25年	5月24日(金)	.....	公募開始
	5月31日(金)	.....	質問書提出締切
	6月4日(火)	.....	質問書への回答（産業政策課ホームページで公表）
	6月7日(金)	.....	公募締切
	6月中旬	.....	審査委員会
	6月下旬	.....	委託先決定、契約

## 7. その他留意事項

- (1) 応募から契約締結までに係る諸費用については、応募者の負担とする。
- (2) 今回の募集は、提案内容を総合的に評価し、契約予定者を特定するものであり、提案内容が全て実施されること及び契約の締結を保障するものではない。
- (3) 契約条件として提案書における業務の方法及び内容、業務実施体制及び積算内容を一部見直していただく場合がある。
- (4) 履行期間中及び履行期間終了後に実施する検査等において、業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求等による不正受給、または業務の実施における成果や論文のねつ造、改ざん及び盗用といった不正行為等が発見された場合、発注者は受注者に対し、委託費の全部若しくは一部の返還、新規契約の停止、受注者名及び不正内容の公表、刑事告訴等の厳しい措置をとる場合がある。

## 8. 添付資料

- (1) 仕様書
- (2) 提案書【様式1】
- (3) 誓約書【様式2】
- (4) 質問書【様式3】